

第36回川口市景観形成委員会 会議録

日 時 令和7年1月28日(火) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時30分

会 場 川口市役所 鳩ヶ谷庁舎 3階 305会議室(WEB会議)

出席者 委員 ◎宇於崎 勝也 阿部 伸太 齋藤 伊久太郎
杉山 朗子 内田 奈芳美

事務局 【川口市】

技監兼都市計画部長	佐藤 貴彦
都市計画課長	鈴木 巧
都市計画課長補佐兼計画推進係長	片山 理恵

関係者 【埼玉県】

県民生活部スポーツ振興課 スポーツ施設整備推進幹	岸 幹夫
-----------------------------	------

【川口市】

教育総務部次長兼スポーツ課長	太田 晃
スポーツ課長補佐	荒木 貴裕
建設部次長兼施設整備室長	遠藤 利幸
施設整備室長補佐	田口 憲司

1. 開 会

2. 議 題

(1) 諮問事項

埼玉県屋内50m水泳場・川口市北スポーツセンター及び神根西公民館
整備計画について

(2) 新しい広告媒体の取り扱いに関する見直しについて

川口市景観形成委員会条例第8条第2項の規定により、会議の成立を宣言し、会長が会議の議長となり審議を開始する。(傍聴人0名)

(以下要約)

(会 長)

諮問事項 埼玉県屋内 50m水泳場・川口市北スポーツセンター及び神根西公民館整備計画について説明を求める。

(埼玉県スポーツ振興課・川口市スポーツ課)

〈上記諮問事項について説明する。〉

(会 長)

説明を受けて、意見・質問等を求める。

(委 員)

色彩について3点ほど述べる。

1点目は、屋根の色がN3と明記されているが確かであるかを確認したい。N3はかなり暗い色で、ほぼ真っ黒に近い色であり、他自治体でもN4以上としているところが多いがその点どうお考えか。

2点目は、外壁の色についてである。2.5Y8.5/0.5とあるが屋根のN3との対比を考えると、明度差が5.5ではコントラストが大きいと感じる。明度を0.5程度下げ、8.0とすればオフホワイトと呼ばれる色彩となり、明度差が目立ちすぎず良いのではないかと感じる。

3点目は樹木の言葉の明記についてである。樹種の生育特性などのほか、木言葉のようにメッセージ性を考慮したうえで樹木を選定しているとのことであつたので、樹木の選定理由が来場者へ伝わる記載があるとより楽しいのではないかと感じた。こちらは意見ではなく要望である。

(川口市スポーツ課)

1点目の屋根の色について、サンプルを用意した。照明の関係で分かりづらいと思うが、メーカー記載のマンセ

ル値は N3 であるものの、実際のサンプルは N3 よりもかなり明るいグレーとなっている。実際にカラーリーダーを使用してマンセル値を計測すると N5～N6 を示す。この場で実測するのでご確認いただきたい。

〈実演 カラーリーダーにて N6 の値を確認〉

(委 員)

メーカーが記載しているマンセル値は実際の印象と異なる場合も多い。サンプルを見ると記載のマンセル値よりかなり明るく見えるので安心した。あとは他委員の意見等も踏まえて決定いただければと思う。

(会 長)

3 点目の木言葉などをどこかに明示するという意見については何か考えているか。

(川口市
スポーツ課)

代表的な樹木に樹名板とあわせて明示することも検討する。

(委 員)

2 点目の外壁と屋根の明度差についてはどうか。

(会 長)

実測のとおり、屋根が N6 であれば、明度が 2.5 くらいの差であるためそこまで気にならないのではと思うがいか

(委 員)

カツラの木が植樹される予定の箇所の背景にあたる外壁が真っ白だと少し明るすぎる印象を受ける。少し落ち着いた色のほうが樹木とも合って良いと感じた。明度 8.5 では少し明るすぎるため微調整できるのであれば対応いただきたい。

(川口市
スポーツ課)

設計と調整し可能な限り対応したい。

(会 長)

他にご意見いかがか。

(委 員)

パースの問題だと思うが、屋根の色が周辺に対して反射してまぶしいということはないか。

(川口市
スポーツ課)

屋根の色彩の決定については光の反射と視覚的に重い印象を与えないか、という双方の観点から検証した。

(委 員)

承知した。

(会 長)

他にご意見はあるか。

(委 員)

高さが基準を超えるにあたり、外壁のセットバックやできる限り高さを抑えた立面計画、圧迫感を抑えた植栽計画とするなど、さまざまな工夫がされており当初計画と比べ格段に良くなったと感じた。

植栽空間の足元部分には土が見えないようにアイビーやカラーリーフを敷設することで雑草の繁茂を抑制できる。一定の質を保ちながら手間をかけずに管理できると思うのでご検討いただければと思う。

(会 長)

落葉の管理も含めて手間がかからないような計画としていただければと思う。

他に意見がないことを確認したため質疑を打ち切り、今回の諮問事項 埼玉県屋内 50m水泳場・川口市北スポーツセンター及び神根西公民館整備計画について諮る。

〈各委員の異議がないことを確認〉

異議なしと認め、原案通り市長に答申することとした。
以上で諮問事項の審議を終了とする。

(事 務 局)

続いて、議題（２）新しい広告媒体の取り扱いに関する見直しについて、説明する。

(会 長)

説明を受けて、意見、質問等を求める。

(委 員)

プロジェクションマッピングは、イベント時に投影するものと識別して継続的に投影されるもの、という定義をされると思うが、パターンA（光源がついたり消えたりを繰り返す広告物）、パターンB（常に光った状態を保ち、緩やかな間隔で画面が切り替わる広告物）とは異なるプロジェクションマッピング型の広告物の特徴は、公共空間に投影される事例が多いという点である。その場合、物理的な占有はないが映像的に占有している状況をどう考えるかが難しく、公共空間なので一切禁止と考えるべきかもしれないがそのあたりの整理が必要である。民地での投影であっても、他者の敷地に対して投影する場合、自家広告物と一般広告物のどちらで取り扱うかなど、プロジェクションマッピングを広告物と定義して考えると懸念事項が多数あると感じる。

パターンBについて、エリアマネジメントの観点から考えると、イニシャルコストは高いが広告作成コストは低く、財源になる可能性もある。その点を考慮しつつ公共的な内容を含んだパターンBがでてきた時にどう考えていくべきかが気になるところである。

(事 務 局)

公共空間に投影するプロジェクションマッピングは、委員ご認識のとおり、イベント開催時とは区別し、広告物として掲出されるプロジェクションマッピングについて考えていきたい。他者の敷地へ投影する場合についても、新しい技術なので今後どのような広告物が出てくるかを想像しながら基準を考えていく必要があると考えている。大規模な建物へ投影するものでなくとも、足元や歩道に投影するようなものも念頭に入れ、委員ご指摘の内容を踏まえて基準の検討を進めていきたい。

大型ビジョン形式のパターンBにあたる広告物がエリアマネジメントの観点から財源になるのではとのご指摘につ

いてであるが、公共性との兼ね合いについては、表現の内容、表現したことへの収益が公共的なものか否かを検討しルールを定めていく必要があると考えている。本市でも現状、具体的な事例がないため、研究検討したなかで今後、委員の皆様の意見も伺っていきたい。

(委 員) 本日の委員会は、ブレインストーミングのように意見を出し合うことを目的としているとのことであったため、それを踏まえて意見を述べた。

(会 長) 公共空間である歩道に投影された事例を見て驚いたことがある。他にご意見はいかがか。

(委 員) 広告物を規制の中で整除していくことを目的とする一方、カオスで雑多な部分がおもしろいという面が無きにしもあらずという点を想定すると、エリアを限定したり、段階的に規制を設けたりなど手法の検討も必要かと思う。

(会 長) こういったデジタルサイネージ等の広告媒体は、商業地域等で掲出を認めるものであって、住居系地域での掲出を許可するのは考えづらいのではないか。川口市内でもエリアを限定した規制や緩和を行うイメージになると思う。
他にご意見はあるか。

(委 員) アドバイザーとして業務をおこなうこともあるが、他自治体では、商業地域でも夜間の点滅を禁止するなど、点滅時間の制限をおこなったり、文字の大きさや一画面に表示する情報量、動画の切り替えスピードへの配慮をしている事例もある。また、例えば子供から大人まで不特定多数の人が利用する場所では、アルコール飲料のデザインを掲出しないようにするなど、広告物の内容についても適切かどうかを検討する場合もある。その点についても今後のご検討に期待したい。

- (会 長) 広告物の内容の審査については、実務上なかなか難しいかと思うが、時間制限については必要な事項と思う。
- (委 員) アドバイザー業務は、自治体から申告・相談のあった事例に対して検討をするといったものだが、限定的なエリアにおいてアドバイザー制度を導入することで基準の遵守をより誘導できる場合もある。
- (会 長) 基準策定と併せて、手続き面の検討も必要である。
- (委 員) 同一のマンセル値でも、板面で表示されるものと映像で表示されるものだと見え方が違う印象がある。
- (委 員) おっしゃるとおり、映像の場合は同じ値でもマンセルが高く見える傾向にある。そのため、できる限り基準に近づけるよう指導し、誘導する場合もある。また、黄色など注意色として使用される色については、生活への影響やデメリットも考慮して明度・彩度を下げるよう指示する事例もある。
- (会 長) 川口市の屋外広告物条例では広告物の板面についての色彩基準はないため、色彩についても基準を検討するのであれば他市事例を参考に、より深い議論をしていく必要がある。他にご意見はあるか。
- (委 員) 新しい技術が発展していくなかで規制を強めていくと、広告物の面白さが失われてしまう側面もある。広告物に対して面白さを追求することの必要性については議論が必要と思うが、好事例で誘導していく手法が良いのではと感じる。川口市として好事例だと考える事例の検討や、該当エリアをどのような姿としていきたいか、イメージを持つのがポイントとなるのではないか。東京の良さについて、派手さが良いと言う人や、東日本大震災後、街の明かりが消

えて寂しいという意見を持つ人もいる。派手さとは何か、といった議論も出てくるだろう。市としてどの程度までの派手さが適切か、といった共通イメージをもち、そのうえで良し悪しの判断をしていく必要がある。

(会 長) 市としてはどれくらいのスケジュール感でこの検討を進めたいと考えているか。

(事 務 局) 明確な期限を決めているわけではないが、来年度までに方向性をまとめたいと考えている。今後別の新たな媒体が出てくる前に本市としての考え方を示したいと考える一方で、好事例も参考になるのでは、とのご意見もあるため状況をみながら進めたい。いずれにせよ来年度中に目安などを設けたいと考えている。

(会 長) それでは、当委員会においてあと1,2回議論を重ね、川口市景観計画と屋外広告物条例・同規則に関してはパターンBまで位置づけをおこない、何らかの変更を行うという認識で良いか。

(事 務 局) 景観計画の景観形成基準において規制をするか、屋外広告物条例において規制するか、それ以外の手段としてガイドラインで緩やかに誘導するかについてはそれぞれのメリットデメリットをさらに検討し、最適解を見つけていきたい。

(会 長) 手段についても委員から意見を受けて検討したいということで承知した。一番スマートなのは全てを改正することか考える。少なくとも、もともと点滅する広告物としての分類のみ行っているものに対して、デジタルサイネージやプロジェクションマッピングが含まれていることを明示していない状況では、今後においても、事業者へ基準遵守を促すのは難しいのではないか。景観計画は届出対象が限

定されており、対象範囲が狭いため、より守備範囲の広い屋外広告物条例にて規制を行うのが適切と感じる。規制の方向性・手法としては、個別の面積基準を設けて規制をするのか、それとも現行と同一の基準としておいて、他委員の意見にもあったように地域性を考えながら地元と議論・協議し許可していく、といったものがあるだろう。

(会 長)

他に意見がなければ意見を締め切る。各委員の方々は、それぞれの専門分野や興味のある分野から屋外広告物について注視してもらい、次回の委員会でもご意見いただければと思う。

これにて本日の景観形成委員会を終了する。

署 名 齋藤 伊久太郎

署 名 杉山 朗子

